

新型コロナウイルス感染症に関する保健所体制整備に係る 予算流用について

1 概要

労働者派遣契約によって従事者を受け入れ、保健所職員でなければ対応が困難な業務以外であるデータ入力や証明書交付の事務作業等へ従事させ、可能な限り早期に保健所職員の過重労働・メンタルヘルスに関する様々な問題を軽減することで患者対応へ注力できる体制を整備し、保健所業務の逼迫を防ぎつつ、ハイリスク者への確実なアプローチを確保するもの。

2 背景

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び長期化に伴い、特に生活衛生課職員の負担が著しく増大し、200時間以上/月の長時間の時間外勤務や土日祝日においても休めない状況が発生している。
- ・他所属からの応援職員派遣についても派遣元所属の負担増によって限界が見え始めている。
- ・令和4年4月4日厚生労働省事務連絡において外部委託、本庁による業務一元化の原則が示された。
- ・静岡県では労働者派遣契約による各保健所への職員派遣も始まる等、他自治体においては様々な外部委託や本庁での一元管理等の取り組みがされている。
- ・委託料については、本件基礎内容変更を実施した場合、9月議会での議決予定日前に予算の不足が見込まれることから、5月議会での戻しを前提とした予算流用により対応するものである。
- ・財源は「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金」で、補助率は10/10（全額県負担）。

3 予算流用額 66,935千円

【予算流用元及び先】

款 16 衛生費 項 6 保健所費 目 10 生活衛生費 (単位：千円)

事業	内容	金額
感染症対策事業	節：12 委託料 細節：14 その他事業	66,935

※節:12 委託料、細節:14 その他事業内で流用するもの。

4 流用後の対応

5月補正予算議決後、同額を流用戻しする予定。